

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金交付要綱

制定 令和2年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と、未来を支える子どもたちが自分の将来に夢や希望を持てるように、高等学校進学への支援に重点的に取り組み、子どもたちの自立を支援することを目的として、ひとり親家庭に属する高校生等の通学定期券に対する補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により、児童扶養手当を受給している世帯、又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年条例第73号）第3条の規定により医療費の助成を受けることができる世帯、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条の規定により、母子生活支援施設に入所している世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているものを除く。
- (2) 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、又は同法に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでのもの、又は同法に規定する専修学校の高等課程に在学中のもの（同法に規定する高等学校を卒業したものを除く）、又は同法に規定する各種学校で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を専ら対象とするものに在学するものをいう。ただし、高等学校等に在学中の場合は、20歳に達する日の属する月の末日までのものをいう。
- (3) 公共交通 新幹線を除く鉄道、バス、ポータライナー、その他市長が認めた公共交通機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、神戸市内に住所を有し、通学定期券購入時点及び申請時点で対象要件を満たしているひとり親家庭の親及び高校生等であって、かつ対象となる児童のうち高等学校等に在学し、高等学校の通学に際して、通学定期券等を購入し、公共交通機関を利用する必要がある高校生等の保護者とする。ただし、高校生等が、父及び母と死別した児童、保護者自身が18歳未満で高校生等の場合は、補助対象者とする。

- 2 補助対象者が当該年度内において対象要件を満たさなくなった場合は、対象資格を喪失するものとする。

- 3 その者が属する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、ひとり親家庭の高校生等の公共交通の利用にかかる通学定期料金とする。

- 2 他の法令等により通学定期券補助金が交付される場合の補助金の算定は、対象経費から他の補助金を控除した額とする。

（補助対象となる基準）

第5条 補助の対象となる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 補助対象者が申請した通学定期券の料金は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的な経路及び方法である通学交通費の必要最小限度の実費とすること。
- 2 補助対象者の世帯に属する高校生等の居住地から、通学している高等学校等まで徒歩により通学するものとした場合の距離が片道2キロメートル以上であること。
- 3 通学にバスを利用する場合は、乗車する区間の走行距離が1キロメートル以上あること。

（補助金額及び補助対象期間）

第6条 補助金の額は、当該高校生等が居住地から通学する高等学校等までの全区間の公共交通の通学定期券購入に要した経費とする。

- 2 補助の期間は、高等学校等に在学する期間を限度とし、在学期間を超える有効な通学定期券については、適用期間を日割りで計算する。
- 3 令和2年10月1日（以下「適用日」という。）以前から引き続き、適用日以降も有効な通学定期券については、適用期間を日割りで計算する。
- 4 年度をまたぐ有効な通学定期券については、申請日の属する年度において全額の交付決定を行うこととする。
- 5 紛失等により通学定期券を再購入したときは、重複する機関として、既に交付決定した額を日割り計算した上で除くものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に必要な書類を書面（様式第1号）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、対象となる通学定期券有効期間の最終日から3か月以内に行わなければならない。ただし、卒業学年においては、原則として当該年度の2月末日までに行うものとする。
- 3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請書その他書類、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）による申請情報を審査し、すみやかに、補助金の交付可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

3 市長は前項の補助金の交付決定にあたり、条件を附することができる。

(決定通知等)

第9条 市長は、前条の決定が行われた場合は、郵送による決定通知の送付又は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって、申請者に通知するものとする。電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該決定通知等を受ける者に到達したものとみなすものとする。

2 決定通知等については、公印を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項による補助金の交付決定後、申請者の振込指定口座に補助金を支払うものとする。

(補助金の申請取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる通学定期券補助金の交付の決定に不服があるときは、当該申請者が前条の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。ただし、市長等は、必要があると認めるときは、当該期日について別段の定めをすることができる。

(補助申請内容の変更等)

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、通学定期券に変更がある場合は、あらかじめ神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 申請者は、補助対象期間に、学校を退学もしくは休学しようとするとき、通学定期券を解約しようとするとき又は第3条に定める補助対象者ではなくなったときは、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金申請内容の変更又は資格喪失の承認及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査

し、承認の可否について決定し、前条第1項に規定する申請にかかる承認の通知をする場合は、ひとり親家庭高校生等通学にかかる変更承認決定通知書（様式第6号）により、前条第2項に規定する届出にかかる通知をする場合は、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金にかかる資格喪失通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の決定により、過払い金が発生した場合は、資格喪失をした日の属する月の翌月分から日割り計算の上で返還しなければならない。

（補助金交付決定の取り消し等）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、交付決定の取り消しを行った者に対しては、当該決定以降、当該補助金の申請を受付けないことができる。

（補助金の交付に関する調査）

第15条 市長は、補助金の交付について必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者その他関係者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第16条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（施行の細目）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

（適用範囲）

第18条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

改正前の様式第1号及び第4号による用紙は、令和3年度中は、なお使用することができる。